

議案第4号

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成30年3月15日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

雇用形態の見直しに伴い、東広島市補導指導員の職を廃止するため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市補導指導員の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の勤務に対する改正前の東広島市教育委員会非常勤職員設置規則別表東広島市補導指導員の項に掲げる非常勤職員に対する報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年教育委員会規則第2号）新旧対照表【抜粋】

新				旧			
—略— 別表（第5条、第6条、第14条関係）				—略— 別表（第5条、第6条、第14条関係）			
職名	所属	報酬の額	職務の内容	職名	所属	報酬の額	職務の内容
—略—				—略—			
				<u>東広島市 補導指導 員</u>	<u>青少年育成課</u>	<u>1時間につき1,0 00円</u>	<u>(1) 青少年の問題行動 の早期発見及びその 補導指導</u> <u>(2) 青少年、保護者等 に対する相談の実施</u> <u>(3) 青少年の非行の防 止に関する事務</u> <u>(4) その他主管部長が 必要と認める事務</u>
—略—				—略—			

